



2023年2月17日

各位

会社名 Chatwork 株式会社
代表者名 代表取締役兼社長 山本 正喜
執行役員 CEO
(コード: 4448 東証グロース市場)
問合せ先 取締役兼執行役員 CFO 井上 直樹
ir@chatwork.com

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月29日に開催予定の当社第19期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、当社の事業領域の拡大及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、事業目的の追加、変更及び削除をするものであります。
- (2) 当社は、事業の次なる躍進を図るとともに事業の効率化及びオフィス機能の強化を目的として、本店所在地を実質的な本社機能が存在する東京都港区に変更するものであります。
- (3) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (4) 上記(3)の監査等委員会設置会社への移行による取締役の任期短縮に伴い、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう、剰余金の配当等に関する規定を変更するものであります。
- (5) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第15条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。
なお、当社は当該変更にあたり経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。
- (6) その他、文言の微調整を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2023年3月29日(水)

定款変更の効力発生予定日 2023年3月29日(水)

ただし、定款第3条(本店の所在地)の変更は、附則第2条に従い、2023年7月1日の本店移転日をもって効力を生ずるものとします。

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>インターネットを利用した広告、各種情報提供サービス並びに通信販売に関する業務</u> 2. <u>情報処理に関する研究、開発事業及びこれらのコンサルティング業務</u> 3. <u>情報処理機器、情報通信機器に関するシステムの企画・製作・開発及び販売</u> 4. <u>情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発並びに販売</u> 5. <u>ホームページの制作</u> 6. <u>映像音響ソフトウェアの企画・制作及び販売業務</u> 7. <u>出版物の企画・制作・販売</u> 8. <u>著作権、著作隣接権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、譲渡、企画、開発、使用許諾及び管理</u> 9. <u>通訳及び翻訳並びにこれらのサービスの斡旋</u> 10. <u>一般労働者派遣事業</u> 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>インターネットを利用した通信販売及びその仲介並びにそれらの情報提供に関する業務</u> 2. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u> 3. <u>広告・宣伝に関する企画、立案、制作及び広告代理業務</u> 4. <u>情報処理に関するソフトウェア、ハードウェア、データベースシステム、ネットワークシステム、情報セキュリティ及びその他の情報技術の企画、研究、開発、制作並びに販売</u> 5. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務</u> 6. <u>マーケティングに関する業務</u> 7. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u> 8. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u> 9. <u>情報収集、情報処理、情報提供に関するサービスの仲介及び斡旋</u> 10. <u>ビジネスプロセスアウトソーシング業務及びビジネスプロセスサポート業務の企画、設計、コンサルティング並びに提供</u>

現行定款	変更案
<p>11. <u>広告宣伝に関する企画・立案・制作業務</u></p> <p>12. <u>企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング</u></p> <p>13. <u>講演会・セミナーの企画・実施</u></p> <p>14. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p>15. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務</u></p> <p>16. (条文省略)</p> <p>17. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u></p> <p>18. <u>不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u></p> <p>19. <u>マーケティングに関する業務</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>21. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u></p> <p>22. (条文省略)</p> <p>23. <u>上記各号に附随する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>11. <u>各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託</u></p> <p>12. <u>ホームページの企画、立案、制作、運用</u></p> <p>13. <u>映像音響ソフトウェアの企画、制作及び販売業務</u></p> <p>14. <u>出版物及び電子出版物の企画、制作、発行並びに販売業務</u></p> <p>15. <u>知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、許諾、斡旋及び管理業務</u></p> <p>16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>講演会、セミナー、研修会及び各種イベント等の企画、運営、管理並びに実施</u></p> <p>18. <u>不動産の売買、交換、賃貸及びそれらの仲介並びに所有、管理及び利用</u></p> <p>19. <u>企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業及び労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>22. (現行どおり)</p> <p>23. <u>上記各号に関するコンサルティング業務並びに経営及び各種事業に関するコンサルティング業務</u></p> <p>24. <u>上記各号に附随し又は関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (条文省略) (新設)</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中からこれを選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第23条 (新設)</p> <p>(条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、<u>その選任時に存在する</u>取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第23条 <u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>② 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第32条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) <u>第32条</u> 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選任方法) <u>第33条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 当社は、会社法329条第3項の規定により、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) <u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。</p> <p>(報酬等) <u>第35条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、会社法426条第1項の規定により、会社法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条</u>～<u>第41条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条</u>～<u>第39条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(配当の除斥機関)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第19期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第19期定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p> <p>③ 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第2条</u> 第3条(本店の所在地)の変更は、2023年7月1日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日後にこれを削除する。</p>

以 上